

原発推進のG Xは撤回。原発から撤退を！

- ・ 廃炉の決まった原発の建て替え（リプレース）反対
- ・ 60年超えの運転は、福島原発事故の教訓を捨て去るもの

2023. 1. 9 美浜の会

- ・ 政府は昨年 12 月 22 日の第 5 回 G X（グリーントランスフォーメーション）実行会議で、廃炉を決定した原発の建て替え、60 年超えの運転を含む原子力政策の大転換を決定しました。今回のパブコメ対象は「G X 実現に向けた基本方針」です（「3）原子力の活用」6～7 頁）。
- ・ 資源エネルギー庁が中心となってまとめた「今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）」（以下、「行動指針案」）では、推進政策を具体化しています。
- ・ 原子力委員会も歩調を合わせ「原子力利用に関する基本的考え方」の改定を提起しています。3 者はパブコメを実施しています（締切 1 月 22 日。原子力委員会の締切 1 月 23 日 18 時）。パブコメに意見を出し、原発推進政策の撤回を求めましょう。以下で、いくつかの問題点を紹介しています。

○ 3 つのパブコメ提出はこちらから（パブコメ対象文書もこちらにあります）。

■ 【G X 実行会議】「G X 実現に向けた基本方針」に対する意見募集

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222084&Mode=0>

● 【原子力関係閣僚会議（資源エネルギー庁）】今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620222029&Mode=0>

▼ 【原子力委員会】「原子力利用に関する基本的考え方」改定に向けた御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095221020&Mode=0>

原子力委員会宛ての意見提出フォーム <https://form.cao.go.jp/aec-melmaga/opinion-0007.html>

○ パブコメ提出時の注意 [G X 実行会議、原子力関係閣僚会議（資源エネルギー庁）の場合]

- ① 上記の画面から、「意見公募要領」をクリックして読み、元の画面にもどり、左下の口にチェックを入れる。
- ② 意見記入後は、左下の「私はロボットではありません」にチェックを入れる。氏名等は任意。

<問題点の紹介>

1. 原発は「クリーン」でも「グリーン」でもない
2. 廃炉が決まった原発の新型炉への建て替え（リプレース）反対
3. 60 年超えの老朽原発の運転は認められない
4. 経済性最優先（15 ヶ月連続運転、定検短縮）は危険極まりない
5. 再処理やプルサーマル：危険で行き詰った政策は放棄するしかない
6. 処理汚染水の海洋放出は断念すべき。漁業者、住民の反対意見を尊重せよ
7. 原発推進は、衰退した原子力産業界の延命のため

【問題点の紹介】

(意見の対象頁：GX実行会議は「6～7 頁」。原子力関係閣僚会議（エネ庁）と原子力委員会は基本的に「全体」。下記の斜字部分は、パブコメ対象文書から該当部分をいくつか紹介しています。)

1. 原発は「クリーン」でも「グリーン」でもない

今回の政策転換では、原発の「最大限活用」「持続的活用」を狙いにしています。パブコメでは、GX（グリーントランスフォーメーション）の中に原発を含め、原発をクリーン・グリーンとして「脱炭素の牽引役」、「環境」に配慮したものと位置付け、推進しようとしています。

しかしこれは、欺瞞そのものです。福島原発事故が示したように、大事故が起これば故郷を追われ、子どもたちには甲状腺がんが多発しています。ウランの採掘から運転、廃炉まで、放射能汚染や被ばく労働を伴います。老朽炉はしばしば故障を起こし、安定供給にはなりません。さらに、大量に発生している核ゴミの処分方法さえ決まっていません。原発はクリーンでも環境に配慮したものでもありません。

そのため、GXの基本方針から、原発の部分（6～7 頁「3）原子力の活用」を削除しなければなりません。

自然エネルギーの拡大普及に力を注ぐことを最優先にして、脱原発に進むよう求めます。

■産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、「グリーントランスフォーメーション」（以下「GX」(Green Transformation) という。)は、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を意味する。(GX実行会議 1 頁)

2. 廃炉が決まった原発の新型炉への建て替え（リプレース）反対

今回の政策転換は、2021 年に政府自らが決定した第 6 次エネルギー基本計画の「可能な限り原発依存度を低減する」に反しています。福島原発事故の教訓を投げ捨てるものです。

廃炉が決まった原発を新型炉（次世代革新炉）に建て替え、2030 年代半ばに建設しようとしています。新型炉といっても、コア・キャッチャー（溶け落ちた燃料の受け皿）等を追加するものに過ぎません。原発を増やせば、核のゴミも一層増え、将来の世代に負の遺産を残すこととなります。

廃炉が決まった原発は廃炉のままにし、これ以上原発を増やすべきではありません。

■「将来にわたって持続的に原子力を活用するため・・・次世代革新炉の開発・建設に取り組む」(GX実行会議 7 頁)

●「まずは廃止決定した炉の次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく」(原子力関係閣僚会議（エネ庁）9 頁)

3. 60 年超えの老朽原発の運転は認められない 運転停止期間をカウントから除外して 60 年超えの運転

運転期間の延長については、文言だけは現在の原子炉等規制法をなぞって「運転期間は 40 年」、「延長を認める期間は 20 年」としています。しかし、原発の審査や行政命令等での停止、仮処分裁判等により停止した期間は、運転期間のカウントに含めません。これによって、事実上 60 年超えの運転を認めています。福島原発事故後に 10 年間停止していれば、60 年+10 年で 70 年運転を認めることとなります。また、エネ庁の「行動指針案」では、今後見直しを行

うと明記し、運転期間の上限撤廃も狙っています。

これらは、老朽原発に一層ムチ打つ危険極まりないものです。60年を超えて運転している原発は、世界に1基もありません。

現行の原子炉等規制法では、原発の運転期間は「原則40年」と定められています。これは、原発の設計寿命と中性子照射による原子炉圧力容器の脆化等の技術的見地からも定められたものです。運転期間の延長は認められません。

■「既存の原子力発電所を可能な限り活用するため・・運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。」(GX実行会議7頁)

●「(2) 運転期間の延長など既設原発の最大限活用」(原子力関係閣僚会議(エネ庁)7頁)
「運転期間は40年」、「延長を認める運転期間については、20年を目安とした上で、以下の事由(引用者注:審査等)による運転停止期間についてはカウントに含めない」「また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。」

▼「(3) 着実な軽水炉利用に向けた取組(原子力委員会13頁)
既設炉について、安全性確保を大前提に長期利用の取組を進めることが合理的であり必要」

4. 経済性最優先(15ヶ月連続運転、定検短縮)は危険極まりない

「設備利用率の向上」のため、PWR原発では1運転サイクルを現在の13ヶ月から15ヶ月に延長するための検討も始めています。また、運転中に保全や検査を実施し、定検期間を短縮し、これらによって設備利用率を向上させ、経済性最優先の運転を狙っています。これを老朽化した原発で実施するというのです。

関電は2004年、美浜3号の定検短縮のため、定検直前の運転中に準備作業を行いました。その最中に、二次系配管の破断で高温の蒸気が噴出し、11名もの下請け作業員が死傷する事故を引き起こしています。経済性最優先の危険な運転がもたらした事故です。このような悲惨な事故を繰り返してはなりません。

大事故を招き寄せる経済性最優先の危険な運転は認めることはできません。

●「②設備利用率の向上

- ・運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大及び定期検査の効率的な実施に取り組む
- ・PWRプラントの15ヶ月運転導入に向けた技術的検討、規制手続の明確化に向けた規制当局との議論」(原子力関係閣僚会議(エネ庁)8頁)

5. 再処理やプルサーマル:危険で行き詰った政策は放棄するしかない

パブコメではいずれも、六ヶ所再処理工場、プルサーマルの推進を掲げています。しかし、六ヶ所再処理工場の完成は2024年度上期に延期され、度重なる延期(26回目)で、稼働の見込みはほとんどありません。

プルサーマルは、高浜3・4、伊方3、玄海3で実施していますが、伊方と玄海ではフランスで再処理委託したプルトニウムはほぼ使い切っています。これら3原発に続いてプルサーマルを導入する見込みはありません。そのため、プルサーマルを受入れた自治体に対し、新たに交付金制度を創設して、カネに物を言わせて進めようとしているのです。

しかし、使用済MOX燃料は六ヶ所に搬出できず、第二再処理工場は政府の計画からも消えています。エネ庁の「行動指針案」では、「(※2030年代後半の技術確立を目途に取り組む)」と述べているだけです。これでは、原発の地元が核のゴミ捨て場になってしまいます。

使用済燃料の「中間貯蔵施設」も、その後の搬出先はなく、核のゴミ捨て場となっています。関電は、2023年12月までに福井県外で中間貯蔵施設を確保し、それができなければ老朽原発の運転を停止する、と福井県知事に約束しています。そのため、むつ市の「中間貯蔵施設」の共用化を狙っていますが、現時点では進展はありません。

核のゴミ問題を放置したまま、プルトニウム利用政策や原発を推進することは無責任極まりなく、許せません。既に行き詰っているプルトニウム利用政策は放棄する以外にありません。原発を一層推進するための「中間貯蔵施設」も認めることはできません。

■ 「六ヶ所再処理工場の竣工目標実現などの核燃料サイクル推進」(GX実行会議 7頁)

● 「①再処理やプルサーマル等の核燃料サイクルの推進に向けた取組(原子力関係閣僚会議(エネ庁)14頁)

i) 六ヶ所再処理工場の竣工：日本原燃の審査対応に対する産業大の支援の強化

ii) プルサーマルの推進等

- ・国による、プルサーマルを推進する自治体向けの交付金制度の創設
- ・国・関係者による、使用済MOX燃料の再処理技術の早期確立に向けた研究開発の加速・・処理・処分の方策の検討(※2030年代後半の技術確立を目的に取り組む)

iii) 使用済燃料対策：原子力事業者の連携による、貯蔵能力の拡大計画の実現に向けた取組の強化

6. 処理汚染水の海洋放出は断念すべき。漁業者、住民の反対の意志を尊重せよ

福島第一原発の処理汚染水の海洋放出も推進しようとしています。事故によって生み出された放射性物質を含む汚染水を海洋放出するなど、環境破壊も甚だしいものです。国内外から反対の声が続いています。

とりわけ、全漁連、福島県漁連などの漁業関係者は、将来にわたり海と生業を守り、安全な魚介類を消費者に届けるために、一貫して海洋放出に反対しています。パブコメ対象文書では「漁業者等への丁寧な説明など、理解が得られるよう取り組む」と記していますが、政府の方針を押し付けるだけです。漁業者や住民の意志を尊重して、海洋放出は断念すべきです。

● 「ALPS 処理水の海洋放出を行う方針を決定した。処理水の安全性確保や風評払拭に向けたあらゆる対策に取り組むとともに、風評影響を受けるおそれのある漁業者等への丁寧な説明など、理解が得られるよう取り組む。」(原子力関係閣僚会議(エネ庁)2頁)

7. 原発推進は、衰退した原子力産業界の延命のため

原発推進の背景には、原子力産業の衰退という危機感があります。福島原発事故以降、新増設・リプレースを口にするのもままならず、既存原発の再稼働も限定的なものに限られる状況が続いてきました。このままでは、原子力産業界は衰退の一途をたどることになります。これを断ち切り、原子力産業界の生き残り、復活を遂げようとしているのです。

福島原発事故の反省もなく、電力会社と原子力産業界の延命のための原発推進は許せません。速やかに原発から撤退し、脱原発に向けた政策に転換すべきです。

▼ 「円滑に事業を進めていくために、原子力エネルギー業界が抱える事業の経済性・予見性の低下、原発の建設及び製造の現場の空白期間の継続並びに再稼働の遅れ等に伴うサプライチェーンの劣化や人材不足などの具体的な課題に取り組んでいくべき」(原子力委員会 3頁)

2023年1月9日 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会(美浜の会)

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

mihama@jca.apc.org

<http://www.jca.apc.org/mihama/>